



新型コロナウイルス感染症時における畜産業業務継続に関する基本的なガイドライン

畜産業は、わが国の食料の安定供給に重要な役割を担っています。家畜の飼養管理・搾乳などが毎日欠かせないことから、畜産農家などで新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時も業務が継続できるように、準備が必要です。

農林水産省が「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を策定しましたので、一部を紹介します。

1 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター(集団感染)が次のクラスターを生み出さないようにすることが、極めて重要な時期とされています。国や県からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。事業者は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

① 体温の測定と記録

- ② 発熱などの症状がある場合には、社長への連絡と自宅待機の徹底
- ③ 以下の場合には、社長に連絡の上、保健所へ問い合わせ
 - 体温37・5℃以上の熱が4日以上継続した場合
 - 強いだるさや息苦しきがある場合
 - 基礎疾患がある方などで、右記発熱・だるさなどが2日程度続く場合

2 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- 事業者は、畜舎などの畜産関連施設などへの部外者の立ち入りを最小限にしてください。

① 患者発生時の把握

患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指示を受けてください。従業員や家族に対しては、1の感染予防策を徹底して下さい。

② 濃厚接触者の特定

保健所などの調査に協力して、濃厚接触者を自宅に待機させるなどしてください。

③ 濃厚接触者への対応

濃厚接触者は14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状を呈した場合には保健所に連絡してください。

3 畜産農家における業務の継続

畜産農家は、家畜の飼養管理・搾乳などが毎日欠かせないことから、業務を継続するために、以下の体制をあらかじめ検討・構築してください。

- ① 関係者への連絡体制
- ② 感染が発生した際の連絡体制の確認
- ③ 生産現場の消毒
- ④ 業務継続のための支援

④ 業務継続のための支援

代替え要員の検討・確保できない場合の措置

「代替え要員と感染者との接触防止措置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意してください。

ア 可能な限り感染者との部屋を分離し、部屋数が少ない場合には、仕切りを設けるなどしてください。

イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限定してください。

ウ ください。

マスクを極力着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面には触れないようにしてください。また、マスクを外した後は必ず、石鹸で手洗いするようにお願いします。

エ こまめな石鹸での手洗い又はアルコール消毒の実施をお願いします。

オ 定期的な換気をお願いします。手で触れるドアの取っ手などの共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きしてください。また、トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。

カ 汚れたリネン・衣服を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。

ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出す時は密閉して捨ててください。

キ 汚れたリネン・衣服を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。

